一般原則(事業所の定義)の改定案

前回の検討チームにおけるご指摘を踏まえて反映しているととともに、前回の検討チームにおいて事務局から提示した修正案に対して、なるべく分かりやすくする 観点から、その趣旨を変えずに段落の冒頭の接続的な表現等を一部変更している。

| No. | 現行 | 改定案 | 主な変更理由 |
|-----|---|---|--|
| 1 | 第2項 事業所の定義 | 第2項 事業所の定義 | |
| | 本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。 | 本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則 としてそ <u>の経済活動に次の二つ</u> の要件を備えているものをいう。 | ○要件の関係が明確になるよう修 正。 |
| | (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所 すなわち一区画を占めて行われていること。(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。 | (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。(2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。 | ○後述部分と矛盾のないよう「一定の場所」を削除。○重複部分の削除、(1)と(2)の関係を明示するために「その区画において」を明記。 |
| 2 | <u>すなわち</u> ,事業所とは,一般に工場,製作所,事務所,営業所,商店,飲食店,旅館,娯楽場,学校,病院,役所,駅,鉱業所,農家等と呼ばれるものである。 | 具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、 商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農 家等と呼ばれるものである。 | ○より分かりやすくなるよう修正。 |

(※ 主な変更部分に下線を付記。)

| No. | 現行 | 改定案 | 主な変更理由 |
|-----|---|--|--|
| 3 | この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体に よるものであれば原則として一事業所とし、一構内であって も経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれ ぞれを一事業所とする。 | 区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであれば一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。 | ○「区画」と「構内」の関係が分か りやすくなるよう修正。 |
| 4 | なお、一区画であるかどうかが明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。 また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。 | このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。 | ○前の段落で区画を識別し難い場合には、経済活動に関する帳簿により区別する旨を記載。また、従前と同様にその例示も記載。 |

(※ 当該ページの下線は省略。)

上記に加え、「事業所の定義」の後半における補足的内容等を記述した部分 [(1)~(11)] においては、前回までに御指摘頂いた事項のほかに若干の修正を加えている。当該部分には、次頁以降の「参考」において青色を付している。

- ○(1) 「行商」⇒「移動販売」。近年、行商自体は少なくなったと思われることから、類似の事業を含めてより一般的な表現とした。
- (8) 「同じ場所」⇒「同一構内」。用語の統一を図った。
- (11) 「仕事」 ⇒ 「経済活動」。用語の統一を図った。
- (11)「場合」⇒「こと」。「場合」の文言の重複を省き、語調を整えた。

前ページまでの事業所の定義(前半)の改定案と前回までの検討チームにおける改定案 (後半)を反映すると以下のようになる。また、後半の変更部分には下線を付している。 なお、従前の後半の始まりは「しかし」であったが、後半の内容は前半の内容の補足的内 容等となっているため、「他方」と修正している。

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであれば一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿 (以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例え ば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活 動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸 帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別 できる範囲を一区画とみなすことがある。

<u>他方</u>,経済活動の行われる態様は、多種多様のものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない<u>移動販売</u>や個人タクシー等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) いずれの事業所にも属さず、住居等において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居等を事業所とする。

- (4) 日々従業者が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が 離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所 とする。
- (5) 農地,山林,海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業 所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とす る。

なお、農・林・漁家の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・林・ 漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)に含めて一事業所とする。
- (7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関(保線区、機関区等)がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。
- (8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする (この場合の学校とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) の規定による学校とする。)。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、<u>同一構内</u>に学校を経営している場合、 その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする

(9) 国,地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

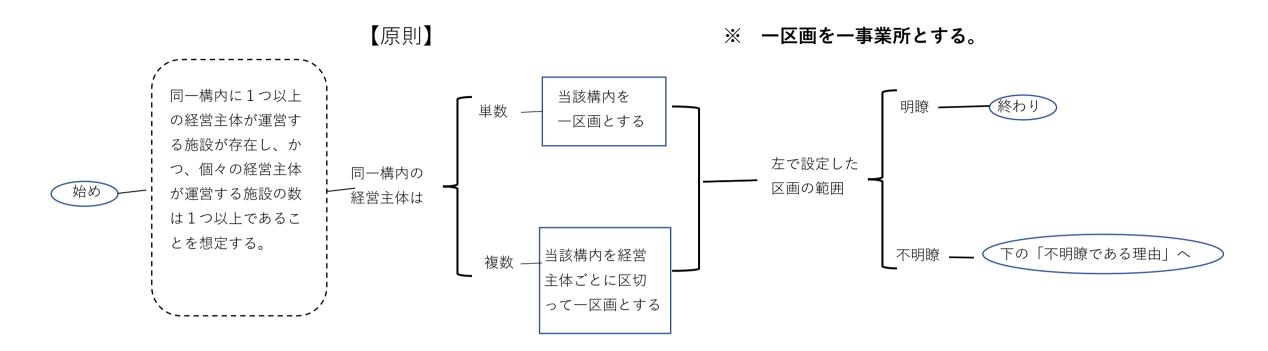
また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

- (10) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない 法人等も事業所とする。
- (11) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

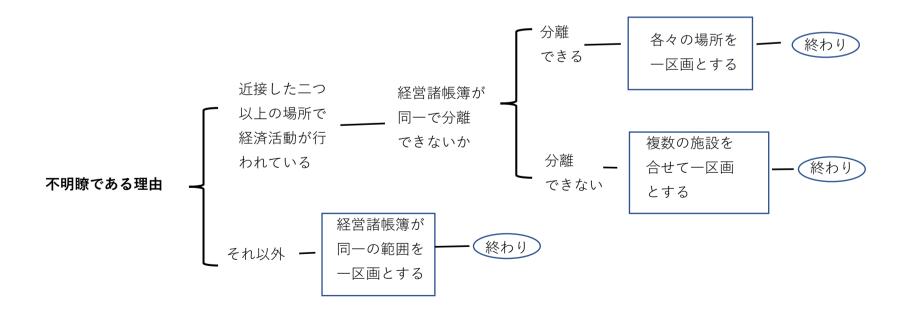
例えば、住居の一部で<u>経済活動</u>が行われている場合、次のように取り扱う<u>こと</u>がある。 ア.全てそこに事業所があるものとする。

- イ. 事業からの収入が収入の主な部分を占めている<u>場合</u>に限り、事業所があるものとする。
- ウ. 雇用者のある場合に限り、事業所があるものとする。
- 工. 看板類似の社会的標識のある場所に限り、事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。



【上記で設定した区画の範囲が不明瞭の場合】



第6回産業分類検討チームにおける御指摘事項への対応

- 1. 前回検討チームでの御指摘事項
 - 経営諸帳簿とは何を指しているか。また、経営主体との関係如何。
 - ⇒ 経営諸帳簿とは、財・サービスの生産活動の種類ごとの産出額、投入額等が把握可能な帳票の総称であり、企業全体の財務記録である財務諸表とは異なる。統計調査においては、一般に経営諸帳簿の内容を調査票に転記することにより回答が行われる。
 - 一方、経営主体とは、企業等の法人やその他の経営に係る意思決定の主体のこと を指す。
 - 「区画」という言葉がなくても「経営主体」や「事業所」という言葉で整理できる のであれば検討していただきたい。
 - ⇒ 区画とは、あくまで一構内(何らかの指標で周囲から区切られた連続した場所) を経営主体の単位で区切った(その範囲内で連続した)物理的スペースであるのに 対し、経営主体は企業等を指す法的概念であって、場所によらないことから複数の 場所に所在することもあり得る。また、事業所は構内、区画、経営主体から定義さ れる概念である。以上から、区画の表現を除外することには慎重に検討する必要が あると思われる。
 - 劇団の運営と劇場の運営は別々の事業所であるが、両者が同じ場所(劇場内)にある場合、場所が重なっていると考えられるのではないか。
 - ⇒ この場合の「場所」は区画を指すと考えられる。劇場施設の内部において、劇場の経営主体とは別の経営主体である劇団の事務所が一定のスペースを占有して活動を行っている場合、劇場施設そのものは「構内」、劇団の事務所(占有スペース)は劇団の「区画」となり、劇場施設内の劇団以外のスペースは、その他の劇場の「区画」と整理できる。つまり、両区画は独立していると考えられ、場所が重なっていると特定できるとは限らないと考えられる。
 - 「場所」とは何か、「同じ場所」とはどういう意味か、整理しておいた方がいい。
 - ⇒ JSIC にいう場所とは、そこで生産活動が行われる物理的スペースを指し、場所の 同一性とは、同一構内において同一経営主体が占有する物理的範囲すなわち同一区 画内を指すと考えられる。したがって、同一構内における別の経営主体が占有する 場所は「同じ場所」ではない。

2. 現行 JSIC における事業所の定義

現行 JSIC の一般原則における事業所の定義は、次のように理解される。

(1) 想定

同一構内に1つ以上の経営主体が運営する施設が存在し、かつ、個々の経営主体が 運営する施設の数は1つ以上であることを想定する。したがって、同一構内における 両者の数は、経営主体数≦施設数の関係にあると想定する。各施設はそれぞれ物理的 場所を占有して経済活動を行っているとする。ここで、事業所ではなく、施設という 表現を用いたのは、この段階では事業所が確定しないからである。

ただし、個人タクシーのように、活動を行う場所が一定しないものは例外扱いとする。

以下、同一構内の範囲で考えることとする。

(2) 区画の設定

各経営主体は1つ以上の施設を運営している各施設は1つ以上の経営主体が運営していることから、経営主体の単位で施設を区分し、その区分された施設が占有する連続した物理的場所の合計を一区画とする。さらに、一区画の物理的範囲で行われる生産活動を一事業所と定義する。多くの場合、事業所の定義はこれで完結する。

しかしながら、道路や川等で区画が分断されるなど、場所の連続性が阻害されたり、 範囲が不明瞭の場合は、以下の(3)で述べるように<u>場所の同一性を生産活動の同一性で</u> 代替し、これを区画とする。

(3) 区画の範囲が不明瞭の場合

(2)で設定しようとした区画の範囲が以下の①と②のように何らかの理由で不明瞭である場合がある。

① 近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合

これは、同一経営主体が運営する複数の施設が道路や川などで分断され、区画の数が単数か複数かの判断が困難な場合である。この場合、各施設で行われる生産活動が同一である範囲を一区画とする。同一であるか否かの判断は、各施設で行われる活動の種類別に原材料費や産出額等が記録された帳票(これを「経営諸帳簿」という。)によって行われる。

つまり、経営諸帳簿が同一で分離できない場合は、離れた場所にある複数の施設を併せて一区画=一事業所とする。他方、調査において別の生産活動として把握が可能である場合には、各々の場所を一区画=一事業所とする

② ①以外の場合

道路等による分断以外で区画の範囲が不明の場合は、経営諸帳簿が同一の範囲を 一区画=一事業所とする。

※ (資料2 別紙)のフロー図を参照

3. 修正案

ご指摘と現行の記載を踏まえた修正案は以下のとおりである。

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは,経済活動が行われている場所的単位であり, 原則として、その経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 人及び設備を有して、先の区画において継続的に行われていること。 具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、 飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれ るものである。

事業所を識別する際の原則として、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであれば一区画とし(以後、この「区画」を本分類における事業所とする。)、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

上記の原則により区画を識別し難い場合、例えば、単一の経営主体であっても、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において経済活動が行われている場合には、基本的にはそれぞれを別の区画とするが、経営諸帳簿によりそれぞれの場所における経済活動が異なるものとして扱うことができない場合には、経済活動に同一性がある範囲を一区画とみなすことがある。(注) これ以外で区画を識別し難い場合には、経営諸帳簿により単一の経営主体により行われる経済活動の同一性があれば、それを一区画とみなすことにする。

(以下、略。)

(注) この部分については、事務局にて精査中

修正案の見え消し

本分類における事業所とは、経済活動<u>が行われている</u>の場所的単位であり、今 **て**原則として、その経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体<u>により</u>,一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、<u>先の区画において</u> 継続的に行われていること。

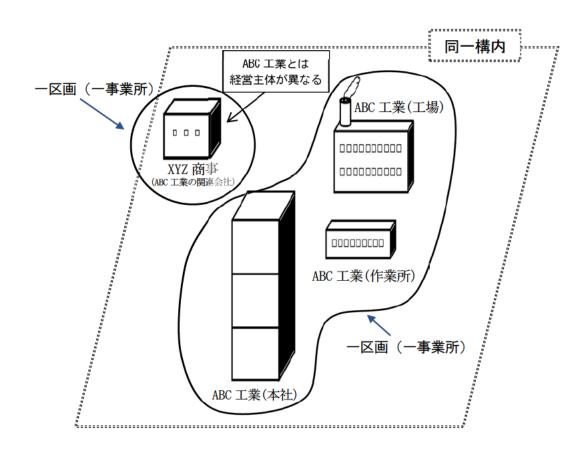
すなわち、具体的な事業所とは、一般に例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

この場合,事業所を識別する際の原則として,一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合,その場所を一構内とした上で,一構内における経済活動が,単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所一区画とし、(以後,この「区画」を本分類における事業所とする。),一構内であっても複数の経営主体が異なればによるものであれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所一区画とする。

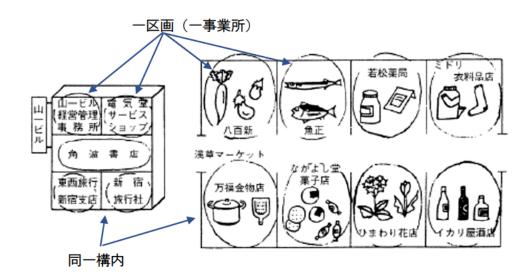
なお、一区画であるかどうかが明らかでない上記の原則により区画を識別し難い場合は、例えば、単一の経営主体であっても、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において経済活動が行われている場合には、基本的にはそれぞれを別の区画とするが、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿によりそれぞれの場所における経済活動が異なるものとして扱う事ができない場合には、経済活動に同一性がある範囲を一区画とし、みなすことがある。一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同で、分離できない場合には、これ以外で区画を識別し難い場合には、経営諸帳簿により単一の経営主体により行われる経済活動の同一性があれば、それを一区画とみなして一事業所とするすことがあにする。

- 1. 構内と区画の関係(イメージ図)
 - ① 構内がある敷地と考えられる場合 (同一構内に2つの経営主体が存在する例)

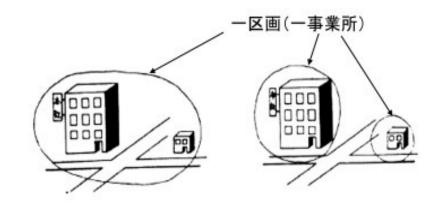


② 構内が建物全体(ショッピングモール、オフィスビル等)と考えられる場合 (同一構内に複数のテナント(経営主体)が入居している例)



③ 区画を識別し難い場合

道路か河川等により敷地が隔てられており、区画の範囲が明瞭ではない場合



経営諸帳簿により両者の 経済活動が<u>異なるものとし</u> て扱うことができない場合 経営諸帳簿により両者の 経済活動が<u>異なるもの</u>であ る場合